

徳島県規則第六号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年徳島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二級建築士又は」を「第四条第三項の規定により二級建築士又は」に、「様式第一号の免許申請書」を「免許申請書（様式第一号）」に、「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」を「次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第十五条第一項の規定により同項第一号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第二項の規定により当該書類を法第十五条の六第一項の規定により知事の指定する者（以下「指定試験機関」という。）に提出した場合で、当該書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第三号から第五号までに掲げる書類を添えることを要しない。

一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類

二 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士等試験」という。）に合格したことを証する書類

三 第四条第四項第一号又は第二号に該当する者にあつては、同項第一号又は第二号に規定する学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書

四 第四条第四項第二号に該当する者にあつては、同条第二項第一号に規定する建築実務の経験を記載した実務経歴書（様式第一号の二）及び使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する実務経歴証明書（様式第一号の三）

五 第四条第四項第三号に該当する者にあつては、同項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

第三条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第四条第五項の規定により二級建築士等の免許を受けようとする者は、免許申請書に、前項第一号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添えて知事に提出しなければならぬ。

第五条第三号中「二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士等試験」という。）を「二級建築士等試験」に改める。

第十三条の二第一項中「、その申請により」を削り、「合格した二級建築士等試験」の下に「（以下この項において「学科合格試験」という。）」を加え、「二回」を「同種の四回の二級建築士等試験のうち二回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかつた場合

においては、三回）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十五条第一項中「法第十五条の六第一項の規定により知事の指定する者（以下「指定試験機関」という。）」を「指定試験機関」に、「同条第四号」を「同条第三号」に、「第一号」を「第一号」に改め、「書類を除く」の下に「。以下「証明書類」という」を加え、同項第一号中「又は第二号」を削り、「当該各号」を「同号」に、「同条第三号」を「同条第二号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 実務経歴書及び実務経歴証明書

第十五条第二項中「者は」の下に「、受験申込書に、証明書類を添え」を加える。

第十八条の七第二項中「合格者一覧表」の下に「並びに第十五条第二項の受験申込書及び証明書類」を加える。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

(表)  
建築士免許申請書

[記入注意] 数字は、算用数字を用い、欄は記入せず、のある欄は、該当するの中にレ印をつけてください。

<p>私は、(二級建築士・木造建築士)の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添え、申請します。 私は、次の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名..... ( 自 署 )</p> <p>徳島県知事 殿</p>				
ふりがな 氏 名	生年 月日	年 月 日生	写 真	
本 籍	性 別	男 女	1 縦4.5cm,横3.5cmの 写真の裏面に氏名及び 撮影年月日を記入して 貼り付けてください。	
現 住 所	電 話		2 貼付した写真は免許 証に転写されます。	
試 験	二級建築士試験に合格した年 木造建築士試験		年	
	合格通知書日付	年 月 日	合格通知書番号	第 号
登録申請区分	1 学歴のみ      2 学歴及び実務      3 実務のみ      4 建築士法第4条第5項			
1 学歴のみ により申請 する場合に 記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
2 学歴及び 実務により 申請する場 合に記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了) 年月	建築実務経験期間の 合計
			年 月入学 年 月卒業(修了)	年 月
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
3 実務経験 のみにより 申請する場 合に記入	建築実務経験期間の合計			
	年 月			
4 建築士法 第4条第5 項の規定に より申請す る場合に記 入	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
			年 月 日	年 月 日

(裏)

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがな くなつた日	ある	ない	年	月	日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して 罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがな くなつた日	ある	ない	年	月	日
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一 級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことが ありますか。 あるときは、その日	ある	ない	年	月	日
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、 その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築 士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありま すか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	ある	ない	年	月	日から 年 月 日まで
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正 に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと ができない状態ですか。	はい	いいえ			
審査						
登録番号		登録年月日	年 月 日	受付番号		

徳島県収入証紙貼付欄

様式第一号の次に次の二様式を加える。

実務経歴書

〔記入注意〕 この実務経歴書は，勤務先（自営業を含む。）ごとに作成し，今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお，記載内容の記入不備や疑義が生じた場合は，再提出や追加書類の提出を求められることになり，登録が遅れることがあります。また，虚偽の実務経歴を記載した場合は，建築士法上の処分を受け，又は登録が認められないことがあります。

私は，<sup>二級</sup>建築士の<sup>免許</sup>試験を受けたので，建築実務の経歴を以下のとおり記載し，併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は，以下の事項が真実で，かつ，正確であることを誓います。

年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_

（ 自 署 ）

徳島県知事 殿

勤務先等				
勤務先（部課名まで）	所在地（番地まで）	在職期間の合計		
		年月～年月	年月数	
		年 月～ 年 月	年 月	
在職期間		地位職名	建築実務の内容（建築士法施行規則第1条の2）	
年月～年月	年月数			
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計	
			年 月	
(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）				
(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）				
(3)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）				
登録機関記載欄				

実務経歴証明書

年 月 日

徳島県知事 殿

証明者 印  
住所・所在地  
電話番号  
免許申請者との関係  
受験申込者

次の者が提出した二級建築士免許申請書に添付された実務経歴書は，事実と相違ないことを証明します。

1 免許申請者 氏名  
受験申込者

2 建築実務経験  
建築実務経験期間の合計 年 月  
建築実務の内容

備考

- 1 この実務経歴証明書は，実務経歴書ごとに作成すること。
- 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証明すること。
- 3 虚偽の証明を行つた場合には，証明者は，建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。

### (経過措置)

2 改正後の第三条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士等試験」という。）に合格した者に係る免許の申請について適用し、同日前に行われた二級建築士等試験に合格した者に係る免許の申請については、なお従前の例による。

3 改正後の第十三条の二第一項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた二級建築士等試験の学科の試験に合格した者に係る学科の試験の免除について適用し、同日前に行われた二級建築士等試験の学科の試験に合格した者に係る学科の試験の免除については、なお従前の例による。